

## 参考資料

---

2019年11月12日  
金 融 庁

# 目次

---

I	無権限取引への対応について	.....	2
II	ポストペイサービスについて	.....	5
III	資金移動業について	.....	7

## 無権限取引への対応について

## 無権限取引への対応①

- 無権限取引への対応に関する事業者（資金移動業者・前払式支払手段発行者）の規約内容は様々で、消費者契約法により無効となる可能性が指摘される「利用者に損失が発生した場合でも事業者は一切責任を負わない」旨を盛り込んだ内容の規約も存在。

### ○ コード決済事業者における無権限取引に関する規約の例

当社は、当社が定める本人確認・認証を行った場合、当該利用者アカウントにおいて行われた決済について、一切責任を負わないものとし、利用者は商品等購入代金相当額をいかなる場合であっても支払うものとし、

[一般社団法人キャッシュレス推進協議会 コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等についての規定事例集（利用者向け利用規約）（抜粋）]

#### （参考）消費者契約法（抜粋）

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
- 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項
- 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項

## 無権限取引への対応②

- 銀行については、**全国銀行協会の申合せ等**において、**いわゆる無権限取引が行われた場合の預金者に対する補償基準**が定められている。諸外国においては、送金サービス提供者についても、無権限取引が行われた場合の利用者保護を定めている例が存在。

全国銀行協会申合せ「預金等の不正な払戻しへの対応について」（2008年）等：いわゆる無権限取引が行われた場合の補償基準

		インターネット・バンキングにおける不正な払戻しによる被害	ATMにおける不正な払戻しによる被害※	
			盗難カード・通帳によるもの	偽造カード・通帳によるもの
銀行による預金者に対する補償基準	預金者に過失なし	100%補償		
	預金者に過失あり	個別対応 〔「インターネットの技術やその世界における犯罪手口は日々高度化しており、そうした中で、各行が提供するサービスは、そのセキュリティ対策を含め一様ではないことから、重過失・過失の類型や、それに応じた補償割合を定型的に策定することは困難」（全国銀行協会申合せ）〕	75%補償	100%補償
	うち重過失の場合		補償せず	

※ ATMにおける不正な払戻しによる被害に係る補償の基準については、いわゆる預貯金者保護法に規定が存在。

(参考) いわゆる無権限取引が行われた場合の利用者保護に係る諸外国の規定  
EU：決済サービス指令（Payment Services Directive）2 [2015年11月採択]

無権限の支払取引（unauthorised payment transactions）が行われた場合における、決済サービス提供者（payment service provider）と支払者（payer）の責任分担等について規定。例えば、支払者は、①支払者が詐欺を行った場合、又は故意若しくは重過失により利用規約を遵守しなかった場合には、責任のすべてを負う、②決済認証手段が盗難・紛失・不正利用された場合、故意又は重過失によらない場合であっても50ユーロを上限として負担する、こととされている（決済サービス提供者に遅滞なく通知した場合には負担しない等の例外あり）。

シンガポール：電子決済利用者保護ガイドライン（E-payments User Protection Guidelines）[2018年9月公表、2019年6月施行]

無権限取引（unauthorised transactions）が行われた場合において、口座保有者（account holder）が損失を負担する場合等について規定。例えば、口座保有者は、①損失の主因が口座利用者（user）の重過失である場合には無権限取引から生じた実損につき責任を負い、②損失が金融機関の作為または不作為により生じた場合等には責任を負わない、③金融機関の作為または不作為によらず、第三者の作為または不作為により生じた場合は、1,000ドルを超える部分の損失は負担する、こととされている

# ポストペイサービスについて

# 貸金業者に適用される主な規制

## ○ 参入規制

- (1) 財産的要件 [貸金業法第6条第1項第14号、同施行令第3条の2]
  - 最低純資産額（5,000万円以上）
- (2) 人的要件 [貸金業法第6条第1項第15号、同施行規則第5条の4]
  - 常務に従事する役員のうち貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者を配置
  - 営業所等ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者を常勤の役員又は使用人として1人以上配置

## ○ 与信限度規制

- (1) 総量規制 [貸金業法第13条、第13条の2 等]
  - 顧客等への貸付けの際の返済能力調査、記録の作成・保存義務
  - 個人顧客の返済能力調査における指定信用情報機関（JICC、CIC）保有の信用情報の使用義務
  - 返済能力を超えた貸付け禁止（総借入残高が年収等の3分の1を超える貸付け など）
- (2) 上限金利規制 [貸金業法第12条の8、利息制限法第1条、出資法第5条第2項]
  - 利息制限法の上限金利（借入金額に応じて15%～20%）を超える利息の契約等の禁止（行政処分対象）
  - 出資法の上限金利（20%）を超える金利の契約禁止（刑事罰対象）

## ○ その他の規制

- (1) 貸金業務取扱主任者の設置義務 [貸金業法第12条の3、同施行規則第10条の8]
  - 営業所等ごとに貸金業の業務に従事する従業員50人に1人以上の割合で設置
- (2) 書面の交付に関する義務 [貸金業法第16条の2、第17条、第18条 等]
  - 契約締結前書面・契約締結時書面の交付                      ※契約の相手方等の承諾を得て電磁的方法により提供することも可
  - 受取証書の交付    ※債権の弁済者の承諾を得て電磁的方法により提供することも可

# 資金移動業について



## 監督上の対応

### 資金移動業者・前払式支払手段発行者・銀行への監督上の対応の要件

	資金移動業者	前払式支払手段発行者	【参考】 銀行
立入検査	資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるとき	前払式支払手段発行者の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるとき	銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるとき
業務改善命令	資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるとき	前払式支払手段発行者の前払式支払手段の発行の業務の運営に関し、前払式支払手段の利用者の利益を害する事実があると認めるとき	銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとき
業務停止命令	①登録拒否要件に該当したとき ②不正の手段により登録を受けたとき ③資金決済法若しくは同法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき		※業務停止命令については期限を付す必要
登録／免許の取消し	※業務停止命令については6月以内の期間を定める必要 ※前払式支払手段発行者については第三者型の場合の規定		①法令、定款若しくは法令に基づく処分に違反したとき ②公益を害する行為をしたとき  業務停止を命じた場合において、その整理の状況に照らして必要があると認めるとき

# 資金移動業者における利用者資金の保全方法

第1回事務局参考資料

## 資金移動業者における利用者資金の保全方法の概要

	供託	保全契約	信託契約
			
要保全額の算定及び保全の頻度	① 1週間における要履行保証額の最高額以上の額を ② その週の末日から1週間以内に保全		① 各営業日の要履行保証額以上の額を ② 翌営業日までに保全 ※ 不足が生じた場合、その日のうちに保全すべき額の全額を供託する必要
コスト	特になし ※ 年0.0012%の付利 (令和元年10月1日時点)	保証料	信託報酬
保全開始の手続	—	事前届出 ※ 契約締結後、当局に届け出ることにより履行保証金の供託義務が免除	事前承認 ※ 契約締結後、当局の承認を受けることにより履行保証金の供託義務が免除 事後届出 ※ 承認後、最初に財産を信託した際の届出
取戻し等の手続	事前承認 ※ 法務局に取戻しを請求する際、承認書を提出する必要 事後届出	事前承認 事後届出	信託会社等にモニタリング義務 注1・2
保全状況の報告	年2回 注3		

注1 前払式支払手段発行者の場合、信託会社等にモニタリング義務はなく、信託契約を解除する場合、事前承認・事後届出が求められる。

注2 金融商品取引法上、有価証券等管理業務を行う金融商品取引業者等は、顧客から預託を受けた金銭を信託会社等に信託する必要があるが、保全開始及び信託契約の解除に関し、事前承認・事後届出や信託会社等によるモニタリングは求められていない。

注3 現行の仮想通貨交換業者は、年4回、利用者財産の管理に関する報告書の提出が求められる。